

平成目安箱への回答 No.5 バーベキュー禁止厳格化のお願いについて

担当主管課：産業観光課みなと推進係（電話 61-5719）、環境課環境・エネルギー係（内線 352）

要望等内容	回答
<p>大磯町に毎週末帰省しております。海岸でのバーベキューの匂いや煙、そして大声に大変迷惑をしております。西湘バイパスの高架の柱にバーベキュー禁止の貼り紙を町でしてありますが…平気でその前でもバーベキューを行なっている始末…町として、条例などで、もう少し厳しい取り締まりは、出来ないものでしょうか？（罰金など…）</p> <p>他の地域が…厳しい条例や厳しい取り締まりを行なっている関係か？ 特に去年当たりから、ますます増えて…しかも騒がしいです。町として…もう少し検討して頂けると幸いです。</p>	<p>町政につきまして日頃より御理解、御協力いただきありがとうございます。さて、バーベキュー禁止厳格化のお願いについての御意見ですが、大磯海岸では、春先から夏過ぎにかけてバーベキューを楽しむ方が多くなります。海岸（一般公共海岸区域）におきましては、「土砂の採石や工作物の建築など海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為」など、海岸法や海岸法施行令等に規定された制限行為を除き、原則として誰もが自由に使用できるとされ、海岸管理者である神奈川県の見解も、バーベキューの規制は難しい状況と聞いております。</p> <p>北浜海岸の西湘バイパス高架下については、海岸と近隣住居が近いこともあり、バーベキューのにおいや煙等について、地域の方々から御意見をいただいております。そのため、その付近でのバーベキューは御遠慮いただくよう、貼り紙等で周知をしているところです。</p> <p>しかしながら、御意見のとおりマナーを守らない海岸利用者があることは認識しております。</p> <p>今後も引き続き、神奈川県をはじめ、地元の皆さんや湘南海岸をきれいする会などの各種団体とともに「大磯町美しいまちづくり条例」の普及啓発や、「なぎさの祭典」をはじめ、各種イベントなど多くの方々が集まる機会を利用して、海岸利用者のマナーの向上を目指し、さらなる周知に努めてまいります。</p>

目安箱受付日：H29. 6. 27

掲示日：H29. 7. 20